

審議結果速報

(令和6年10月10日)

# 請願6年議会第32号

鳥取県議会

## 請 願 審 議 結 果

令和6年9月定例会

## 請願（新規）・議会運営委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-32 (R6.8.28)	議 会	請願者・陳情者の求めに応じた意見陳述制度の創設について	不 採 択 (R6.10.10)

## ▶請願事項

- 1 請願者・陳情者の求めに応じて、意見陳述の希望を申出する制度を構築すること。
- 2 意見陳述実施に係る要件を緩和すること。

## ▶所管委員長報告（R6.10.10本会議）会議録暫定版

鳥取県議会では、全ての請願・陳情について、本人の願意の聞き取りを行うかどうかを、必ず諮るという丁寧な委員会運営をしていること、地方自治法上、意見陳述のための参考人招致を行うには、過半数の賛成によって必要性を認める必要があること、また、これまでの運用状況や他県の状況を踏まえ、現行の取扱いが妥当であるとの意見があり、「不採択」とすべきものと決定いたしました。

**▶請願理由**

私は、先に陳情を提出した。その際、議員の皆さんに、文章だけでは言い表せない自分の思いを伝えたいと思い、議会事務局に「意見陳述したい」旨を告げたところである。すると、

「鳥取県議会においては、陳情の提出者からの意見陳述（願意の聞取り）について、所管委員会において協議し、必要があると判断された場合に行います。

陳情者からの申出の有無にかかわらず、陳情者からの願意の聞取りを行うべきか否かを必ず協議することとなっておりますので、事前申出を受け付ける制度とはしておりません。」

との返答があった。そこで、常任委員長などに「本人が意見陳述したいと言っていると、伝えておいてほしいです。」と伝えたところ、

「繰り返しのになってしまいますが、鳥取県議会においては、意見陳述を希望することについての申出を受ける制度を設けておりません。他の提出者との公平を期すため、申出をされた方だけに、特別な扱いをすることはできません。」

との返答があった。

しかし、そもそも、現在意見陳述は、多数決で決せられるところ、結局、採決で採択・趣旨採択を主張する議員と、意見陳述に賛同する議員が同じになりやすい。意見陳述を受けて、意見が変わったり、請願者・陳情者の正確な思いを知るきっかけにもなり得るのだから、出前県議会で県民の意見を広く聴取するなど、積極的な議会改革を進めている鳥取県議会でも、「開かれた議会」の一環で「多数決で、意見陳述をするかどうか決める」という制度そのものを改善してほしいと思う。

これには、例えば、1～2名の賛同（動議が出せる程度）があれば、呼ぶようなシステムにするのもひとつだろう。事前に、請願者・陳情者に、意見陳述の申出をさせるシステムも作ってほしい（倉吉市議会や米子市議会などには制度がある。）。

それがかなわないなら、ロビー活動を今より強化して、意見陳述にぜひ賛同するように、常任委員会前にあいさつ回りを1件ずつしないといけない。私は、議員の皆さんとのコミュニケーションや政治談議は大歓迎なのだが、私以外の人にとっては、もしかしたら敷居が高いかもしれない。

については、上記事項のとおり、請願するものである。

**▶提出者**

足羽 佑太 （倉吉市）

**▶紹介議員**

市谷 知子

## 現 状 と 県 の 取 組 状 況

9/30 議会運営委員会資料

議会事務局

## 【現状】

- 請願者・陳情者本人が委員会に出席して、意見陳述（請願（陳情）事項の趣旨説明など）を行う方法として、地方自治法第115条の2第2項（同第109条第5項により準用）の規定に基づき、「参考人」として意見を聴くことができるものとされている。参考人招致のためには、委員会として、その必要があると認めることが要件であるため、出席委員の過半数の賛成が必要である。

<地方自治法>

第109条第5項 第115条の2の規定は、委員会について準用する。

第115条の2第2項 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

<鳥取県議会委員会条例>

（表決）

第12条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

## 【本県の状況】

- 請願者・陳情者本人が意見陳述を希望するかどうかにかかわらず、全ての請願・陳情について、所管委員会（予備調査）において、請願者・陳情者本人からの意見陳述（願意の聞取り）を行うべきか否かを必ず諮ることとしており、出席委員の過半数の賛成があれば、参考人として請願者・陳情者本人の出席を求めることとしている。そのため、請願者・陳情者からの意見陳述の希望の申出を受ける制度は設けていない。

## （参考）他県等の状況

- 中国地方・四国地方の各県議会において、請願者・陳情者本人の意見陳述の希望申出制度を設けている議会は、広島県議会のみ。
  - 広島県議会並びに倉吉市議会及び米子市議会における意見陳述の申出制度は、本人の申出があれば必ず意見陳述を実施するものではなく、申出があった場合に委員会でその要否を諮り、過半数の賛成により実施するもの。また、申出がない請願者・陳情者については、意見陳述の要否を諮ることは行っていない。
  - 中国地方・四国地方の各県議会において、全ての請願・陳情について、本人からの意見陳述（願意の聞取り）を要するかどうかを必ず諮ることとしている議会は本県議会のみ。
  - 陳情について、請願と同様に議会において採択・不採択等の採決を行うこととしている議会は、47都道府県中9都県（本県を含む）。
- ※なお、9都県のうち2県は、委員会での採決のみ。